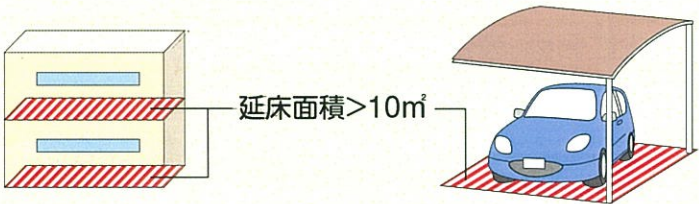

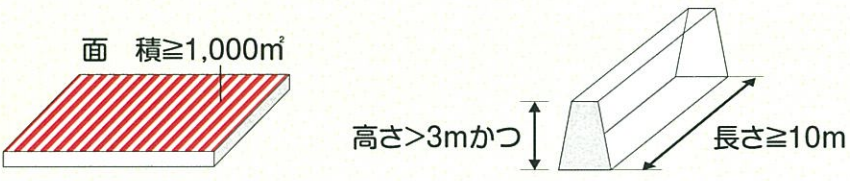
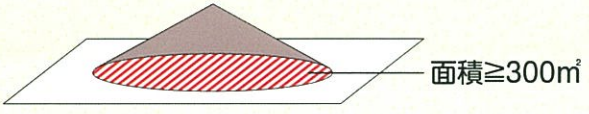


⑤ 建築物や工作物の新築時等の届出について

景観形成重点地域では、建築物や工作物を新築、改築する場合などに、工事着手日の30日前までに市へ届出が必要です。なお、届出に関する手数料は無料です。

○届出の対象となる行為

<p>建築物</p>	<p>延床面積が10㎡を超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</p> 
<p>工作物</p>	<p>すべての工作物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>面積・高さ要件なし</p> 
<p>土地の形質変更</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①変更に係る土地の面積が1,000㎡以上のもの</p> <p>②変更に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが3mを超え、かつ長さが10m以上のもの</p> 
<p>たいせき 堆積</p>	<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が300㎡以上のもの</p> 

【具体的には、次のような場合に届出が必要となります】

- 家屋の新築、建て替え
- 家屋の外壁塗装(外観の半分以上について、色彩の変更をする場合)
- 倉庫やガレージの新築(延床面積が10㎡を超える場合)
- フェンスの新設(高さが2mを超える、または長さが5mを超える場合)

○届出が不要となる場合(抜粋)

届出の対象となる行為に該当する場合であっても、景観法や大垣市景観条例、同施行規則に規定する「届出の適用除外となる行為」は、届出が不要となります。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

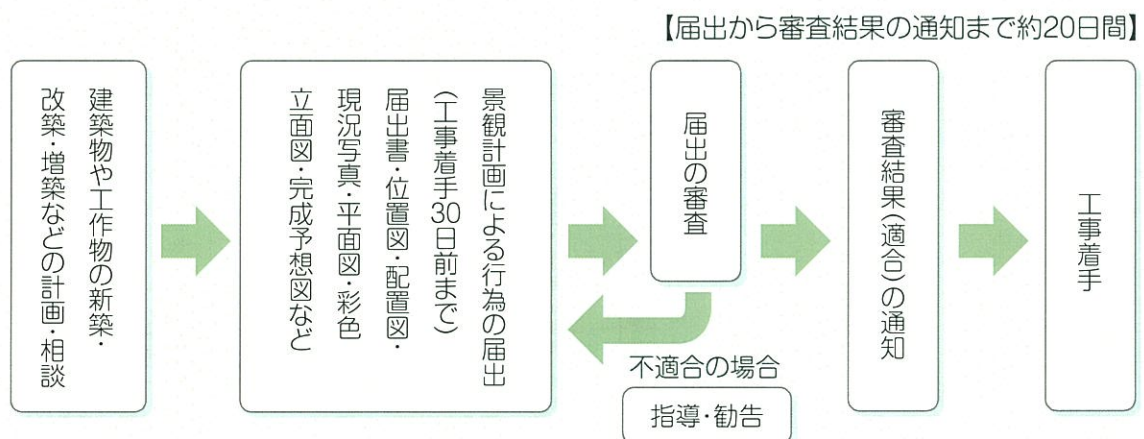
- 地下に設ける建築物の建築等または工作物の建設等
- 仮設の建築物の建築等(期間が1年以下のものに限る。)
- 仮設の工作物の建設等
- 次に該当する工作物の建設等

煙突または街灯、照明灯	高さ6m以下
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱	高さ15m以下
電線路(電気供給・有線電気通信用)または空中線	
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽	高さ4m以下
門、塀、擁壁、垣、柵、金網	高さ2m以下かつ長さ5m以下

- 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

○届出の流れ



○届出時に必要となる書類(各2部)

(例:家屋の外壁を塗装しようとする場合)

- 景観計画区域内行為届出書
- 自宅周辺地図
- 自宅を含む周辺の現在状況を撮影した写真
- 着色した完成イメージ図(立面図に着色したもので可)

景観計画区域内行為届出書は
大垣市ホームページから
ダウンロードできます。

オンラインサービス >
各種様式ダウンロード >
都市計画・景観・建築

○届出書記載例

家屋の新築時、外壁塗装時および工作物の新築時の「景観計画区域内行為届出書」の記載例を次ページ以降に掲載していますので、届出時の参考にしてください。